

神戸地方検察庁及び管内区検察庁保有個人情報等保護管理規程

〔平成27.12.21 神地企第206号 検事正訓令
検察官，検察事務官，検察技官宛て〕

改正 平成28. 1.19 神地企第 20号
平成28. 3.18 神地企第 70号
平成29. 3.27 神地企第 48号
令和 1.11.26 神地企第 84号
令和 2. 3.24 神地企第 53号
令和 3. 3.25 神地企第 26号
令和 3. 6. 4 神地企第 54号

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第7条に基づく個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第6条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第12条の規定に基づき，神戸地方検察庁及び管内区検察庁保有個人情報等保護管理規程を次のように定める。

神戸地方検察庁及び管内区検察庁保有個人情報等保護管理規程

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 管理体制(第3条―第8条)
- 第3章 教育研修(第9条)
- 第4章 職員の責務(第10条)
- 第5章 保有個人情報等の取扱い(第11条―第18条)
- 第6章 保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける安全の確保等(第19条・第20条)
- 第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等(第21条―第22条の2)
- 第8章 安全確保上の問題への対応(第23条・第24条)
- 第9章 監査及び点検の実施(第25条―第27条)
- 第10章 雑則(第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は，個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第7条の規定に基づく個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第6条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第12

条の規定に基づき、各法を適切に運用するため、神戸地方検察庁及び管内区検察庁における保有個人情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）を適正に管理することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程における用語の意義は、行政機関個人情報保護法第2条及び番号法第2条の定めるところによる。

第2章 管理体制

（総括個人情報保護管理者）

第3条 神戸地方検察庁及び管内区検察庁に、総括個人情報保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を一人置くものとし、次席検事とする。

2 総括保護管理者は、神戸地方検察庁及び管内区検察庁の職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対する保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督等を行うとともに、神戸地方検察庁及び管内区検察庁における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者）

第4条 各局部課室等に、別表に定めるとおり、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）及び個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。

2 保護管理者は、総括保護管理者の指示に従い、当該局部課室等における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たり、保有個人情報等を情報システム（サーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、ソフトウェア等で構成され、情報処理又は通信の用に供するものをいう。以下同じ。）で取り扱う場合、当該情報システムの責任者と連携してその任に当たる。

3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、当該部課室等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

（特定個人情報等事務取扱担当者）

第5条 個人番号関係事務において個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う局部課室等に、特定個人情報等を取り扱う職員として特定個人情報等事務取扱担当者（以下「事務取扱担当者」という。）を置くものとし、総括保護管理者又は保護管理者は、事務取扱担当者及びその役割を定める。

2 総括保護管理者又は保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を定める。

（特定個人情報等の取扱いに関する組織体制の整備）

第6条 総括保護管理者又は保護管理者は、特定個人情報等の取扱いに関し、次の各号に掲げる組織体制を整備する。

- (1) 特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損等（以下「漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合、職員がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合その他安全確保の上で問題となる事案が発生した場合の保護管理者への報告連絡体制
- (2) 特定個人情報等を複数の局部課室等で取り扱う場合の各局部課室等の任務分担及び責任体制

(3) 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制
(個人情報保護監査責任者)

第7条 神戸地方検察庁及び管内区検察庁に、個人情報保護監査責任者(以下「監査責任者」という。)を一人置くものとし、次席検事とする。

2 監査責任者は、神戸地方検察庁及び管内区検察庁における保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報の適切な管理のための委員会)

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、総括保護管理者が指定する職員を構成員とする委員会を設ける。

第3章 教育研修

(教育研修)

第9条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、各局部課室等における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を行う。

4 保護管理者は、当該局部課室等の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4章 職員の責務

(職員の責務)

第10条 職員は、行政機関個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及びこの規程の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第11条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限等)

第12条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為については、総括保護管理者又は保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、総括保護

管理者等の指示に従い当該行為を行わなければならない。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下同じ。）の外部への送付又は持出し
- (4) 前3号に掲げるもののほか保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

2 職員は、保有個人情報等について、前項に規定する行為を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去し、保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、消去等の実施状況を確認する。

（入力情報の照合等）

第13条 職員は、保有個人情報を情報システムで取り扱う場合には、当該保有個人情報の重要度に応じて、入力情報の照合等を行わなければならない。

（誤りの訂正等）

第14条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

（媒体の管理等）

第15条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保存しなければならない。

（廃棄等）

第16条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

（保有個人情報等の取扱状況の把握）

第17条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備するなど、当該保有個人情報等の利用、保管等の取扱いの状況を把握するため、必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの利用、保管等の取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用、保管等の取扱状況について記録する。

（取扱区域）

第18条 総括保護管理者又は保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

第6章 保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける安全の確保等

（安全の確保等）

第19条 保有個人情報等を取り扱う情報システムを運用管理する各部課室等の保護管理者は、当該情報システムにおける安全を確保するため、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、必要な措置を講ずる。

2 保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける端末を利用する各局部課室等の保護管理者は、当該情報システムの端末における安全を確保するため、必要な措置を講ずる。

3 保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける端末を利用する職員は、保護管理者

の指示に従い、当該情報システムにおける端末の管理について必要な措置を行わなければならない。

(情報システム室等の安全管理)

第20条 保有個人情報等を取り扱う情報システムの基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)を管理する保護管理者は、災害及び外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等の安全管理について、必要な措置を講ずる。

2 情報システム室等を管理する保護管理者は、情報システム室等への入退を管理するため、必要な措置を講ずる。

第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第21条 保護管理者は、行政機関個人情報保護法第8条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、保有個人情報の提供を受ける者と、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。

2 保護管理者は、行政機関個人情報保護法第8条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、保有個人情報の提供を受ける者に対し、安全確保の措置を要求する。また、必要があると認めるときは、実地の調査等を行い、その結果に基づき改善要求等の措置を講ずる。

3 保護管理者は、行政機関個人情報保護法第8条第2項第3号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずる。

4 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(業務の委託等)

第22条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、当該契約を担当する職員は、委託を受ける者の選定に関し、必要な措置を講じ、契約書に、次の各号に掲げる事項を明示するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。この場合において、個人番号関係事務を委託するときは、委託先において、番号法に基づき神戸地方検察庁及び管内区検察庁が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認し、当該措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。本号及び第3項において同じ。)の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の漏えい等の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却又は廃棄に関する事項

(6) 前各号に違反した場合における契約解除，損害賠償責任その他必要な事項

- 2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には，当該契約を担当する職員は，委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて，委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について，少なくとも年1回以上，原則として実地検査により確認する。
- 3 委託先において，保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には，委託契約を担当する職員は，委託先に第1項の措置を講じさせるとともに，再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて，委託先を通じて又は自らが再委託先における個人情報の管理の状況について，確認する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。この場合において，個人番号関係事務の委託先が再委託をするとき，委託をする業務において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。
- 4 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には，当該契約を担当する職員は，労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明示する。

(匿名化措置)

第22条の2 保有個人情報等を提供又は業務委託する場合には，漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から，提供先の利用目的，委託する業務の内容，保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し，必要に応じ，氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講じる。

第8章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告等)

第23条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合，職員がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合その他安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に，その事実を知った職員は，直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するとともに，被害拡大防止のため直ちに講じ得る措置については直ちに講ずるものとする。

- 2 保護管理者は，被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし，被害拡大防止のため直ちに講じ得る措置については，直ちに講ずるものとする。
- 3 保護管理者は，事案の発生した経緯，被害状況等を調査し，総括保護管理者に報告する。ただし，特に重大と認める事案が発生した場合には，直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理者は，前項の規定に基づく報告を受けた場合には，事案の内容等に応じて，当該事案の内容，経緯，被害状況等を検事正に速やかに報告する。
- 5 総括保護管理者は，事案の発生した原因を分析し，再発防止のために必要な措置を講ずる。

(公表等)

第24条 保有個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合には，事案の内容，影響等に応じて，事実及び再発防止策の公表，当該事案に係る本人へ

の対応等の措置を講ずる。

- 2 公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について速やかに総務省に情報提供を行うものとする。

第9章 監査及び点検の実施

(監査)

第25条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章ないし第8章に定める措置の状況を含む保有個人情報等の管理の状況について、少なくとも毎年度1回以上の定期及び必要に応じ臨時に監査を行い、その結果を総括保護管理者及び検事正に報告する。

- 2 監査責任者は、前項の監査を行うに当たっては、監査責任者が指名した職員に監査を行わせることができる。

(点検)

第26条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、少なくとも毎年度1回以上の定期及び必要に応じ臨時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第27条 総括保護管理者及び保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じる。

第10章 雑則

(細則)

第28条 この規程の運用に関する細則は、別に総括保護管理者が定めることができる。

附 則

- 1 この訓令は、平成27年12月21日から施行する。
- 2 神戸地方検察庁及び管内区検察庁保有個人情報保護管理規程（平成17年3月30日企第154号神戸地方検察庁検事正訓令）は、廃止する。

附 則（平成28年1月19日神地企第20号）

この訓令は、平成28年1月19日から施行する。

附 則（平成28年3月18日神地企第70号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日神地企第48号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月26日神地企第84号）

この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日神地企第53号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日神地企第26号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月4日神地企第54号）

この訓令は、令和3年6月4日から施行する。